

柏市建設7ヵ年計画

昭和39年5月

柏市立図書館

柏市建設7ヶ年計画

昭和39年5月

千葉県柏市

510.9
K

まえがき

本市は昭和29年9月、新市として発足して以来、首都近傍の衛星都市として、且つ県北地方の中心都市として急速なる発展を遂げてまいりました。その間、特に人口の増加は著しく、光ヶ丘、豊四季団地の建設をはじめ、住宅開発工業開発等、あまりにも急激なる都市化の進展のため市政は数多くの難問に直面し、その解決を迫られながら、めまぐるしい変遷をたどつてまいりました。

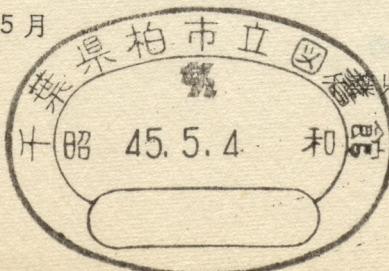
このような状況下にあつて、更に飛躍し、近代的都市として発展するためには長期的且つ、広域的視野に立つて市政の運営がなされなければなりません。

柏市建設7ヶ年計画は、柏市建設計画（新市建設計画）後期実施計画を現在の諸情勢にあわせて一層の充実を図り、柏市総合開発計画の基本構想にもとづいて策定したものであり、国及び県の高度成長政策にそつて、本市の開発と健全な発展を図ろうとするものであります。したがつてその意図するところは、市民所得の増大と地域経済力の強化を図り、市民生活の向上を期するため、市政の合理的運営を達成しようとするものであります。

しかしながら、国の定める地方行財制度の下において長期計画を樹立し、目標に到達するための過程においては、国県の政策との関連において予期しない事態に遭遇することも考えられるのであり、むしろ、今後の経済、社会の変動に即応し、計画の修正、変更或いは新たに策定するなど、弾力性ある運営を行つてゆかねばならないと考えるのであります。

今後本計画の遂行に当りますは、私は明るい豊かな美しい柏市の街づくりのために、あらゆる努力を傾けてまいりたい所存でありますので、国及び県当局の御指導はもとより、市議会をはじめ、市民各位の絶大なる御理解と御協力を心からお願い申し上げる次第であります。

昭和39年5月



県柏市長 浜



目 次

まえがき

第1部 総 論

第1章 計画の意義 ----- 1

第2章 計画の経過と背景

1 計画の経過 ----- 2

2 計画の実施状況 ----- 3

3 国における地域開発政策 ----- 4

4 県における計画 ----- 5

第3章 計画の基本的事項

1 柏市総合開発構想 ----- 8

2 計画実施の重点 ----- 9

3 計画の問題点 ----- 10

第2部 各 論

第1章 行財政計画

1 財政計画 ----- 12

2 行政合理化計画 ----- 15

第2章 民生計画

1 社会福祉施設の整備 ----- 18

2 保健施設の整備 ----- 19

3 環境衛生施設の整備 ----- 19

4 労働福祉施設の整備 ----- 22

5 公営住宅の整備 ----- 22

第3章 産業振興計画

1 農業近代化計画 ----- 24

2 商工業振興計画 ----- 25

第4章 消防計画

1 消防出張所建設 ----- 27

2 消防自動車整備 ----- 27

3 救急車整備 ----- 27

4 可搬動ポンプ整備 ----- 28

5 防火用貯水槽設置 ----- 28

第5章 教育文化計画

1 学校施設整備 ----- 29

2 社会教育施設整備 ----- 33

3 その他 ----- 34

第6章 都市計画と公共施設

整備計画

1 道路整備計画 ----- 36

2 駅前広場整備計画 ----- 37

3 上水道計画 ----- 38

4 下水道計画 ----- 38

5 公園緑地計画 ----- 39

6 地籍調査事業 ----- 40

7 区画整理事業 ----- 40

年度別事業費一覧表 ----- 43

第1部 総論

第 1 部 総 論

第 1 章 計 画 の 意 義

柏市は首都の衛星都市として、日に日に変貌しつつある。日本経済の高度の成長は、産業構造の変革をもたらし、工業化への歩みをすすめている一方、急激な人口集中に伴う都市化現象は柏市えも絶え間なく押しよせてきている。

柏市は市制施行以来10年を経て、着実に都市づくりがすすめられ、人口規模においても、本年内に10万人をこえるものと予想され、中都市としての態容をととのえつつある。このときにあたり、長期的観点に立つて市政の歩むべき方向を示し、その計画的運営をはかることの必要性は、市議会をはじめ、市民各層から特に要望されている。

しかしながら、激動する日本経済の中において、市政を長期的に見通し、計画を樹立することは極めて困難な仕事ではあるが、柏市の将来の姿を描がき市政の基本的方向を確立するための総合開発計画の一環として、あえて昭和39年度から昭和45年度までの7ヶ年において実施すべき事業について、具体的施策を示さんとしたものであり、今後7ヶ年間における市政の指標ともなるべきものである。この計画の策定に際しては、さきの柏市建設基本計画の趣旨をかえりみつつも、従来の新市町村建設計画の画一的な実効性のとぼしかつた点を考慮し、計画の弾力的運用をはかることを目的として、情勢の変化に即応するよう独自の構想をもつて構成したものである。

なお、この計画の目標年度を昭和45年度にとつたのは、国の施策、なからず国民所得倍増計画、国勢調査等の時点に一致させ、目標年度における計画達成の評価を国の統計数値をもつて測定しようという意図にでたものであり、またさらに、本市の総合開発計画の基本的構想、即ち昭和55年にいたる本市の未来像を描がきつつ、いわばその前期計画として、昭和45年人口15万人の中都市を想定したものである。

第 2 章 計 画 の 経 過 と 背 景

1 計 画 の 経 過

本市は、昭和29年9月、町村合併促進法に基き、柏町、田中村、土村及び小金町の4ヶ町村が合併し、「東葛市」として発足、同年10月小金町の一部が松戸市へ分離、同年11月富勢村の大半を吸収合併して、名称を「柏市」に改めた。そして新市建設のために「柏市建設5ヶ年計画」がまず作成されたが、当時の基本方針は、この地方の中心都市かつ首都圏の衛星都市として、健全な伸展を期すべく産業構造の高度化と住宅政策を重点とした都市計画を推進して文化、厚生、衛生施設の充実を図ることがうたわれたが、実質的には、住宅衛星都市としての整備を図ることに重点が置かれていた。

その後、新市町村建設促進法が施行されるにおよび、当初の建設5ヶ年計画に引き続き、昭和33年度を基準年度とし、昭和34年度から10ヶ年の柏市建設計画を策定することになった。即ち、昭和34年度から昭和43年度までの「基本計画」と「実施計画」として、昭和34年度から昭和38年度までの「前期5ヶ年計画」の策定である。この計画の基本構想は、昭和43年末における人口想定を94,604人として、東京周辺都市としての人口増に伴う都市的整備を主としたもので、内容は教育水準の高度化、運輸通信及び交通に対する改良整備と促進、市街地開発、産業振興、社会福祉の推進と社会保障の拡充、消防力強化、環境衛生の向上、行財政水準の向上等を図るほか、隣接町村との東葛中部地区の総合開発に関する示唆も含まれたものである。然しながら、この基本計画と前期5ヶ年実施計画が実際に策定を了えたのは、昭和36年度に入つてからで、すでに昭和34、35の両年度は執行済となり、実質的には、昭和36年度以降の計画となつた。そして更にこの間における社会経済の情勢変化は本市にも及んで、昭和37、38の両年度はそれぞれ単年度の調整を余儀なくされた次第である。今回は、この後期実施計画に当るものと昭和39年度から昭和45年度までの7ヶ年計画として独自にとりまとめたものである。

2 計画の実施状況

首都近郊の立地条件の優位性は、首都の過密拡大化の影響をうけて、本市の人口の急増をもたらし、社会経済の発展に伴つて公共需要も著しく増加した。

昭和30年当時と、昭和35年及び現在を比較すると次のとおりであるが、国経高度成長の影響もあつて、人口の伸びとともに予算規模、二次三次産業においてもそれぞれ大巾を伸びを示している。

年 度 区 分	人 口	指 数	一般会計規 模	指 数	産 業 構 成	業 造	備 考	
30	45028	100	142149千円	100	51.8	30年国勢調査		
35	63745	141	317015	223	70.4	35%	"	
38	※79786	177	※763689	537	75.7	推 計		
摘要	※は10月1日現在を 他は国勢調査人口である	※は決算見込を・他は才出 決算額を示す	就業者総数のうち第2.3次 産業従事者の占める割合を 示す					

前期5ヶ年実施計画の計画額と、それに対する実施額については別表のとおりであるが、その実施率は極めて高く、又部門別には、教育、土木及び保健衛生（上、下水道を含む）が総額の3%を占め、社会及び労働施設（主として公営住宅）がこれに次いでいる。

才入については、人口増に伴い、市税等一般財源の伸びに著しいものがあるが、行政需用も増嵩しており、特定財源として国庫支出金、県支出金のほか起債による充足をも図り、事業量の増加に伴つて財政規模の膨張を著しくしている。

柏市建設計画（前期）の実績（1）

（単位千円）

年度 区 分	34				35				36				37				計			
	計画額A	実施額B	B/A	構成比	計画額A	実施額B	B/A	構成比	計画額A	実施額B	B/A	構成比	計画額A	実施額B	B/A	構成比	計画額A	実施額B	B/A	構成比
1. 市役所費	4,140	4,089	98.8	3.2	1,836	1,107	60.3	1.1	0	0	0	0	980	1,050	1071	0.4	6,956	6,246	89.8	0.9
2. 消防費	6,195	6,022	97.2	4.7	1,950	3,864	19.82	3.7	5,930	7,859	132.5	3.9	5,640	6,275	111.2	2.2	19,715	24,020	121.8	3.4
3. 土木費	22,644	19,540	86.3	15.3	4,6045	23,317	55.6	22.3	40,371	51,763	128.2	25.9	68,051	74,486	109.3	26.7	177,111	169,106	95.5	23.8
4. 教育費	25,380	25,361	99.9	19.9	2,5797	2,4736	95.9	23.7	6,4418	7,7044	119.6	38.5	64,904	78,268	120.6	28.0	180,499	205,409	113.8	28.9
5. 社会及び労働施設費	23,400	22,575	96.5	17.7	2,2538	21,500	95.4	20.6	25,296	26,631	105.3	13.3	24,913	23,793	95.5	8.5	96,147	94,499	98.3	13.3
6. 保健衛生費	43,108	41,727	96.8	32.8	2,3327	2,3315	92.9	22.3	2,6151	29,295	112.0	14.6	93,772	63,528	67.7	22.8	186,358	157,865	84.7	22.2
7. 産経費	2,200	2,139	97.2	1.7	2,564	3,783	147.5	3.6	3,105	2,910	93.7	1.5	10,445	13,222	126.6	4.7	18,314	22,054	120.4	3.1
8. 財産費	0	0	0	0	2,409	2,408	99.9	2.3	2,000	4,000	200.0	2.0	13,000	13,000	100.0	4.7	17,409	19,408	111.5	2.7
9. 諸支出金	6,042	5,991	99.2	4.7	438	403	823	0.4	700	550	78.6	0.3	1,890	5,553	293.8	2.0	9,120	12,497	137.0	1.7
計	133,109	127,444	95.7	100.0	12,6954	10,4433	823	100.0	16,7971	20,0052	119.1	10.0	28,3595	27,9175	98.4	100.0	711,629	711,104	99.9	100.0

註) 構成額は実施額に対するものを示す

6. 上、下水道特別会計を含む

9. 有線放送を含む

柏市建設設計画（前期）の実績（2

(单 位 千 円)

(単位千円)

款別	年度別				34				35				36				37				38				計					
	計画額	実施額	計画外実施額	計	計画額	実施額	計画外実施額	計	計画額	実施額	計画外実施額	計	計画額	実施額	計画外実施額	計	計画額	実施額	計画外実施額	計	計画額	実施額	計	計画額	実施額	計				
6. 保 健 衛 生 費	4,3108	4,1727		4,1727	2,3327	2,2365	950	2,3315	2,6151	2,7777	1,518	2,9295	9,3772	5,7133	6,395	6,3528	21,8043													
① 上水道布設	3,5412	3,4106		3,4106																							40,4401			
口 簡易水道布設																											15,1512			
② 下水道布設	5,976	5,901		5,901	14,652	13,862	950	14,812	23,861	21,569	1,518	2,3087	32,332	24,151	5,415	29,566	12,6500									20,3321				
ニ 診療所整備																														
ホ 病院整備																														
ヘ 隔離病舍整備																														
ト 火葬場整備																												3,000		
チ じん介處理場整備																												2,640		
リ と畜場整備																												8,245		
ス 汚水処理施設整備																														
ル そ の 他	1,720	1,720		1,720	1,995	1,822			1,822																		30,368			
																												5,313		
7. 産 業 経 済 費	2,200	2,139		2,139	2,564	3,783			3,783	3,105	2,910			2,910	10,445	6,345	6,877	13,222	6,525								24,839			
イ 土地改良										400	593				4,580	4,019	6,877	10,896	800									5,380		
ロ 農道整備																												2,400		
ヘ 林道整備																														
ニ 溜池施設整備																														
ホ 牧野改良																														
ヘ 開拓振興																														
ト 畜産振興	215	154		154	50	230			230	181	193				193	2,565	502		502	200								3,211		
チ 共同作業場整備																														
リ 鏡光施設整備																														
ス 農業災害復旧																														
ル そ の 他	1,985	1,985		1,985	2,114	2,960			2,960	2,424	1,799				1,799	2,800	961		961	4,525								13,848		
財 産 費										2,409	2,408				2,408	2,000	4,000													
イ 基本財産造成										409	408				408	2,000	4,000												17,409	
ロ そ の 他										2,000	2,000				2,000	2,000	4,000											13,409		
																												4,000		
諸 支 出 金	6,042	5,991		5,991	488	403			403	700	550				550	1,890	1,553	4,000	5,553	19,000								28,120		
イ 部落電話施設整備	5,492	5,471		5,471	288	198			198	400	179				179	940	573	4,000	4573	19,000								26,120		
ロ 有線放送施設整備																														
ヘ 無線放送施設整備																														
そ の 他	550	520		520	200	205			205	300	371				371	950	980		980								2,000			
計	133,109	127,444		127,444	126,954	100,046	4,387		104,433	167,971	18,6518				13,534	20,0052	28,3595	25,8886	179,27	27,6813	45,0963							116,2592		

3 国における地域開発政策

わが国における地域開発計画の第一段階は、昭和25年6月に施行された国土総合開発法に始まるといつてよいであろう。この法律は「国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資することを目的」とし、食糧増産、地下資源開発、水力発電建設を中心とする資源開発が政策の目的であり、それにもとづいて全国総合開発計画、地方総合開発計画（二つ以上の都府県にまたがる場合）、都府県総合開発計画、特定地域総合開発計画の四種の総合開発計画が策定されることになつていた。このうち全国総合開発計画と特定地域総合開発計画は国の責任において作成し、他は都府県の自主的作成にまかせられ、国はただその調整にあたるものとされている。しかしながら、基本となるべき全国計画の決定がおくれ、特定地域のみが22ヶ所指定され（本市関係では利根特定地域開発計画が32年5月10日閣議決定となつてゐる）地方総合開発計画、都府県総合開発計画はいずれも策定されていない。

ところが昭和30年頃から経済の高度成長にともない工業化、都市化の急進展がおこり、開発政策はしだいに第二段階にはいつた。地域的不均衡是正のための特別立法として、東北（新潟県を含む）開発促進法（32年5月）九州地方（山口県を含む）開発促進法（34年）四国地方開発促進法（35年）中国地方開発促進法（35年）、北陸地方開発促進法（35年）が相ついで制定された。

首都圏整備のための首都圏整備法（31年）は、昭和50年を目途とする基本計画と、32年度から41年度にいたる約10ヶ年を計画期間とする整備計画及び事業計画とから成つており、首都圏を既成市街地、近郊地帯及びその周辺の地域の三地域に分けている。

既成市街地においては人口増加の原因となる大規模な工場、大学等の新設又は増設を制限し、都心機能の分散、建築物の高層化、宅地の高度利用、オープ

ンスペースの確保を図り、交通施設をはじめ公共施設等を整備するものとし、近郊地帯は既成市街地の外周を緑地帯として自然環境を保全しようとするものであり、周辺の地域は、既成市街地へ流入し、又は既成市街地より分散する人口及び産業等を吸収し、その定着化を図るため、適当な間隔に市街地開発区域を指定し、その育成を図ろうとするものである。市街地開発区域は原則として工業都市として発展させるものとし、道路等交通施設の整備について特に留意している。

昭和35年秋、実質国民所得を向こう約10年間に2倍にしようという、国民所得倍増計画が決定、発表され、いわゆる太平洋ベルト地帯構想が打ち出されたが、ベルト地帯以外の後進地域は、その後進性を打破せんがため工業の地方分散を強く主張したため、開発政策は36年ごろから第三段階に移行し、工業の地方分散による地域格差の是正、大都市問題の打開をめざして全国総合開発計画（昭和37年10月閣議決定）、低開発地域工業開発促進法（昭和36年11月施行）、産炭地域振興臨時措置法（昭和36年11月）、新産業都市建設促進法（昭和37年5月）が相ついで成立し今日に至っている。

4 県における計画

従来千葉県は農業水産県として、第一次産業を主としており、首都の近県に位置しながら、長い間後進県という地位に甘んじていた。しかし国民所得倍増計画が策定され国全体の産業構造の高度化が推進されるに伴い、千葉県もその立地条件の優位性を基として立遅れを取り返すべく、昭和35年を基準年とし、昭和60年を完成目標とした千葉県長期計画が策定された。

長期計画の理念は「豊かな県民生活」の実現であり、まず第一に「県民所得の向上」がある。その方法としては、臨海、内陸工業地帯の造成、農林漁業の近代化、中小企業の近代化を考え、所得の格差をなくそうとしている。

第二に「社会資本の充実」があり、住宅、上下水道、厚生福祉施設、公園等の生活環境施設の整備と道路、港湾、鉄道、工業用水道の整備等の公共投資の充実を図る。

第三に「教育の充実」をとり上げ、学校教育のみならず、社会教育、産業教育についても充実させ、教育文化水準の向上によって近代社会を形成しようというものであり、以上が長期計画における三本の柱となつている。

長期計画は千葉県の将来の姿として、目標年次における経済規模を推計している。

経済主要指標

項目	35年	45年	60年	伸長率			
				千葉県	全国	35~45	35~60
総人口(千人)	2,306	3,109	4,320	134.8	187.3	109.4	119.7
15才以上人口(千人)	1,618	2,403	3,422	149.5	211.5	124.0	183.9
県民所得(億円)	2,482	6,870	23,054	276.8	928.8	189.9	394.7
同上1人当たり所得(千円)	108	221	534	206.5	494.4	174.1	330.0
個人消費支出(億円)	1,716	5,009	13,432	283.6	760.6		450.5
同上1人当たり支出(千円)	77	161	311	209.0	403.9	180.4	341.4
工業生産額(億円)	2,313	15,676	69,717	677.7	3,014.2	284.8	556.1
就業者(千人)	1,111	1,561	2,007	140.5	180.6	108.9	114.9

県民生産所得は2兆3,054億となり年率9.3%の成長を遂げ、県民1人当たりの分配所得も10万8千円から53万4千円と4.9倍となる。

この高度成長の第一の担い手は臨海3,400万坪、内陸1,000万坪の工業開発である。

業種別・地域別の内陸工業開発計画 (単位 ha)

業種 地域	食料品	木材製品	化 学	窯業	鉄 鋼	金 属	機 械	電 気 機 械	雜 貨	そ の 他	計
東 葛	33	17	66	16	33	66	66	66	178	33	594
葛 南	33	17	33	—	99	33	49	66	33	33	396
千 葉	33	—	66	33	214	198	165	33	33	50	825
君 津	—	—	66	33	330	99	165	16	—	33	742
安房 寅隅	—	—	—	—	17	33	99	—	—	16	165
九十九里	66	—	99	—	—	33	50	33	33	16	330
大利 根	33	—	33	—	—	33	33	33	66	17	248
計	198	34	363	82	693	495	627	247	368	198	3,300

長期計画は、昭和60年の千葉県の理想図を努力目標として掲げている。これにつづいて、現在千葉県総合5ヶ年計画がほぼまとまり、地域開発計画は現在策定中であり、その作業において情勢の変化を十分にとり入れることにより弾力的な運営を図ることになつてゐる。

第三章 計画の基本的事項

1. 柏市総合開発構想

(1) 基本方針

柏市は首都東京より約30kmの近傍に位置し、東葛中部地域の中心都市として発展しつつあり、今後立地条件の優位性に鑑み既存市街地を整備充実する一方、東京周辺の第一環の工業衛星都市として首都圏整備計画の一端を荷いつつ経済的発展をはかり、大規模な工業団地、住宅団地の造成により環境良好な市街地の計画的整備により人口の定着を図り、野田、流山、我孫子沼南を一体とした東葛内陸工業地帯の中心都市として発展せしめるものとする。

(2) 将来規模の想定

市街化を予想される区域における昭和55年の居住人口目標を約25万人とする。即ち市街地人口は昭和55年までに既存産業の進展、都市施設の充実等により12万人に増加するものと推定され、これに工業開発、住宅開発を中心として新たに約10万人を吸収するものとする。なお、市街地外の昭和55年の居住人口は約3万人と考えられるので全行政区域の人口約25万人となる。

工業開発により導入する10万人のうち2次産業従業者はその率を2割とし、開発は2次産業を積極的に導入することによつて行い、これに3次産業が附帯する形態で都市が発展して行くよう措置する。その結果として2次産業、3次産業の就業率は略同様となるものと推定する。

(3) 土地利用計画

この区域内の土地利用は、昭和55年における人口に対応するよう総合的な都市施設を考慮の上計画するものとする。

工業開発は約 565 ha の造成において実施し、これに附帯する住宅団地は工業団地の周辺に造成配置することにより新市街地の中核としてその整備を図るとともに、なお人口増加に対し更に必要な新市街地を既存市街地周辺において整備するものとする。柏駅前地区、南柏駅地区を商業地域として考慮する外、主要な商業地域は柏市既成市街地における中心地区として諸施設を整備する。

住居地区は近隣住区による配分を行つて、近隣住区中心施設を配置せしめる外、住居地区の環境保全に特に留意するものとする。なお既成市街地との間には生産緑地としての水田を確保し、工業団地はインダストリアルパークとする。

2 計画実施の重点

前期においては、発展速度に比例して、行財政需要も増高し、その充足については、教育施設整備及び生活環整備の比重が高く、又事務量増加等による経常的経費の上昇、継続的事業の遂行等も加わつて、財源に乏しい本市の財政事情は、都市計画的あるいは工業開発の基盤整備等に必要な先行投資は充分に行われなかつた。そのため予期した進歩は見られず、人口増加が今後も続くかぎり、経常的経費に追随するこのような傾向も継続される情勢にあるが、長期的視野にたつて都市態容の整備を考える場合、後期においては、都市計画及び工業開発等の面を優先して推進を図らねばならない。

このため

- (1) 人口の急増に対応して、都市的施設の整備を図り、住民の要望を具現するためには、財政力の強化充実が肝要であるので、工業開発を積極化して、企業誘致を促進し、財源の確保に努める。そのために幹線道路整備及び工場団地造成を優先的に採り上げる。
- (2) 住宅、人口の増加は、今後も継続され、昭和45年度には、本市の人口は約15万人となることが推定されるので、中都市としての態容整備に必要な諸施策に配慮し、諸施設の整備を図る。

- (3) 前期実施計画において、未了の事業又は現在継続的な事業については、その重要度、緊要性を慎重に検討の上、効果的なものについては、その執行の促進を図るものとする。

以上の諸点を基本とするも、本計画の前半においては、日本住宅公団豊四季団地の進出、新市庁舎の建設を始め、継続的な諸事業に対する債務負担が累積しているので、緊要度の高い事業のみ計上するに止め、後半において開発効果による財政力の向上を期待して諸事業の遂行を図るものとする。

そのため、不急経費、計画外事業の抑制、消費的経費の節減等について一層の努力と決意を要するものであり、ひとり執行部のみならず、市議会、関係機関団体を中核とした全市民一丸となつての意志統一が何よりも肝要である。

3 計画の問題点

(1) 工業開発計画について

建設7ヶ年計画の成否は、北部工業団地開発の成否にかかっていることは明白であり、このため本市は物心両面から挙げてその開発に力をそそがねばならず、この成否は又、東葛中部地区における所謂「柏市の魅力」に至大な影響を及ぼすものといい得る。

(2) 市民所得の推計について

この計画においては、目標年次である昭和45年における本市経済の姿が描かれていない。しかしながら、主要経済指標をしつかりとつかみ、科学的で納得できる経済政策を打ち出す必要がある。

このため、今後策定される総合開発計画において、正確な統計数値にもとづいた市民生産所得、工業生産額等を把握したいと考える。

(3) 駅前広場と市街地改造

柏駅関連諸施設整備という重要な中心課題が、本計画上一貫した方針と構図で出ていないうらみがある。これは、そのテーマ自体、本市の市勢伸展を左右するものといい得るし、国鉄当局の根本的な輸送増強対策の如何によつては、柏駅の構造機能そのものに変革が予想される。

民衆駅広場、駅前動線街路、東西両駅交流等の施設、貨客輸送機能等研究すべきテーマが多いので、もちろん市自体、各般各層の公論を吸収すべき努力をすべきことであるが、まず権威あるコンサルタントに委嘱して客観的多角的な調査研究によるマスタープランを求め、これに依りながら成案を得

すみやかに都市計画上の計画決定をして、柏市のみならず、東葛中部地区の中心駅としての総合的な機能発揮をなし得る主駅とし、これを中心とした南、北柏駅、私鉄各駅を副駅とし整備をはかるべきであるとしたためである。

(4) 広域開発について

隣接町との広域開発の考え方は、具体的には開発動線としての道路計画に意を用いたが、広域的な土地利用計画の観点から単に隣接周辺のみならず全域的、多角的な総合開発計画の肉づけが要請される。この点は首都圏並に県において東葛地方の広域的な開発計画が考えられマスタープランの協議調整段階にあり、その進捗過程において、隣接町と共に広域的な総合開発計画をねりあげる方針をとつている。

(5) 官公衙計画について

本計画に具体的なまとまつた姿で現れていないが、計画年次前半において官公署の集合地区が考えられている。散在する既設の施設に保健所等の新設を考える場合、既設の施設敷地を処分して、より低価格でより広い地積をもとめて、市役所近傍に集合する方針で臨む。

(6) 手賀沼水質保全について

手賀沼周辺地域における急速な都市化の進歩にともない、手賀沼の水質保全が問題となりつつある。本計画において意図した工業開発を推進する場合これら都市公害についての抜本的対策を樹立する必要がある。

第2部 各論

第 1 章 行 政 財 政 計 画

I. 財政計画

現行地方財政制度の下で本市の如き新興都市の態容の合理的能率的整備をはかるためには、自治団体の自主的努力により自主財政の基盤整備を図らねばならない。

(1) 自主財源強化策の推進

市民の信託に応たえ、市民全体の福利増進を図るためには、自主的に使う自主財源を豊富に所持することが要締である。

首都でも県都でもない本市においては、これら上級機関自らの積極的投資を余り期待できないからである。このために次の如き自主財源の強化策を積極的に推進することによつて增收効果を期待しなければならない。

(1) 工業開発効果

市税の相当部分を所得の蓄積たる富に依存している。従つて資本投下の大きい工場などの積極的誘致を推進し富の増大を図り、その增收効果を期待する。計画では42年度以降にこれを見込んでいる。

(2) 社会増受入条件整備

教育社会環境等受入条件の整備によつて担税力の大きい層の移入定着を図ることにより現在までの実勢にみる如き增收効果を期待するものである。

(2) 財政運営の適正効率化及び公平化

財政力を強化するに当つては一方で自主財源の強化策を推進すると同時に他方では所与の財源を効率的重點的に使用し、行政目的に即し最大の効果を狙わなければならない。このために次の諸点に留意し、適正な財政の執行に努めるものとする。

(1) 経常費の効率的使用

経常費については各費目間のバランスに留意し、執行能率の飛躍的増進を図るべく職員の資本装備を強め不要不急の経費を節減し、適正かつ効率的使用に努める。

(b) 公共投資の拡大と重点的投入

市勢伸展の進度に照らし公共投資の不足は著しいものがある。これは行政需要と財政収入のアンバランスにあり、本市の体質に基因するものが多く、従つて逐年増大する行政需要に即応してこれらを充足することの阻因となる。このため行政需要と自主財源との格差をなるべく早期に解消克服するため、特定財源依存からの脱却を積極化し、投資総額の拡大を図る。

(c) 地域的階層的平衡化

総花的に分散させずに重点投資の一線をくずさない範囲内で可能な限りきめ細かな行政投資に努めるものとし、地域的階層的に均衡ある全般的福祉水準の向上を図りたい。

(3) 自主団体への脱皮

現在の苦悩の状態は未だ数年は続くであろう。税外負担も完全に解消することはできないであろう。従つてその間は特定財源の依存度も相当高水準を持続することになると予測できる。そして不本意ながら縮小均衡を続けねばならないのであろう。

だが、前述のねばり強い地道な努力によつて計画期間の終りには、交付税を不要とする不交付団体に脱皮すべく、現状より水準の高い自主団体の達成をはかることに努め80%自治を目標とする。

(単位千円)

年 度 区分	3 9 年 度			4 0 年 度			4 1 年 度			4 2 年 度			4 3 年 度			4 4 年 度			4 5 年 度		
	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	
市 税	420,084	403	545,000	568	615,000	564	750,000	64.7	1,000,000	69.1	1,300,000	68.2	1,500,000	72.8							
地方交付税	110,000	106	141,000	147	150,000	138	80,000	69	60,000	4.1	30,000	1.6	10,000	0.5							
国県支出金	122,881	118	127,594	133	164,613	151	157,235	13.6	171,211	11.8	241,952	12.7	233,559	11.3							
地 方 債	159,500	153	62,000	64	48,300	44	47,800	4.1	77,400	54	184,200	97	155,100	75							
そ の 他	230,022	22.0	84,855	88	113,110	103	124,355	10.7	137,970	9.6	148,783	7.8	162,348	7.9							
計	1,042,487	1000	960,449	1000	1,091,023	1000	1,159,390	1000	1,446,581	1000	1,904,935	1000	2,061,007	1000							

(単位千円)

年 度 区分	3 9 年 度			4 0 年 度			4 1 年 度			4 2 年 度			4 3 年 度			4 4 年 度			4 5 年 度		
	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	実 額	構成比	
消費的経費 (うち人件費)	419,736	403	479,986	50.0	557,903	51.1	595,000	51.3	698,000	48.2	765,000	40.2	860,000	41.7							
(うち人件費)	(242,275)	25.2	(269,000)	28.0	(302,000)	28.3	(340,000)	29.3	(393,000)	27.2	(430,000)	22.6	(495,000)	24.0							
(うち其他)	(177,451)	17.1	(210,986)	22.0	(248,903)	22.8	(255,000)	22.0	(305,000)	21.0	(335,000)	17.6	(365,000)	17.7							
投資的経費	522,499	50.1	359,263	37.4	391,450	35.9	401,152	34.6	549,900	38.0	931,453	48.9	966,000	46.9							
そ の 他	100,282	9.6	121,200	12.6	141,670	13.0	163,258	14.1	198,681	13.8	208,482	10.9	235,007	11.4							
計	1,042,487	1000	960,449	1000	1,091,023	1000	1,159,390	1000	1,446,581	1000	1,904,935	1000	2,061,007	1000							

注 1 その他は財産収入、使用料手数料、寄附金、諸収入等である。

-14-

注 1 (うちその他)は物件費、その他の消費的経費等である。
2 その他は維持補修費、扶助費、繰出金、公債費等である。

2. 行政合理化計画

各種計画に基づく諸事業の実施及び人口増による経常的業務の増加が予測されるので、事務機構の確立及び事務処理の合理化、能率化を図つて執行態勢に万全を期し、市民サービスの向上に努めるものとする。

(1) 組織計画

(1) 本庁組織

部制を採用し、命令系統を明確にし、経常的業務について大巾な権限移譲を行い、執行の実施推進を図ると共に理事者としての総合的、基本的な面における管理運営の職能発揮を期する。又部長は長の最高方針決定の會議に参画し、助言補佐をし、増大する各般の行政需要に対応して執行の体制強化と充実を期する。

(2) 出張所

出張所について基本的には連絡所とする。ただし地域住民に不便や迷惑を来さないために本庁との連絡を密にする。

(2) 人事管理

機構の確立と相俟つて要員の適正配置を行うものとするが、一般企業の伸長により、要員特に技術職員及び消防、清掃要員等の確保が困難と思われる所以、職員宿舎の建設及び労務管理の向上等に配慮するものとする。又行政事務は複雑化するとともに専門分化の傾向を伴うので主要業務を担当する専門職の養成に努め、事務処理の適正を期する。

(3) 事務改善計画

(1) 文書管理

昭和40年度実施を目指しファイリングシステムの採用準備を進める。39年度に文書の分類等の完了を期し文書の進行管理と保管の適正を図る。

(2) 清書印刷業務の集中化

新庁舎完成を契機に集中化を推進する。

昭和40年度にオフセット印刷機を購入して、庁内で使用する印刷物は原

則として自家印刷とする。

(4) 計算業務の集中化

清書印刷業務と同様新庁舎完成を契機に推進する。主体は現会計機を新たに一台導入し、専門のオペレーターを配属して進める。尙総合開発計画前期の後半においては近隣市町と提携し、共同計算センターの設置に努力し、電子計算機の導入を図りたい。

(5) 資料センターの設置

従来執務上必要な資料が数多く発行されているが発行課や保管課も解らなくないまゝ死蔵されているものが多い。

このため新しい仕事を企画するのに必要な資料を再度調査したりすることになるのでこのムダな時間と経費を防ぐため資料センターの設置を推進する。

(A) 各種統計資料調査報告

(B) 事務事業の説明資料

(C) 国その他公共団体に提出の資料

(D) 新聞雑誌などの市政関係記事

(E) その他資料センター設置の趣旨に合うような資料

(F) 窓口事務の改善

現在自治省において住民基本台帳について検討しているので昭和39年度中に何らかの方針が打出されるものと予測される。その結果と相俟つて改善を打ち出す方針である。

(6) 会計事務の改善

地方自治法の改正により会計事務も改正されるので昭和40年度より伝票会計制度を採用し、会計事務の能率化を図るものとする。

(7) 庁用自動車の購入

近代の行政は複雑多岐になり、外部との接渉なくして行政目的を遂行することは不可能になつた。しかもその接渉にはスピード化が要求されることに

なつたので、昭和39年から45年の間に、乗用自動車9台、マイクロバス1台、広報車1台購入を図る。

(4) 車輌整備工場の設置

昭和39年3月1日現在市有自動車は40台あり、更に消防団所有のものが32台ある。小さな故障は現在の整備工場において修理しているが、消防車までは及ばないし、同工場は借上げなので永久にというわけにはいかないので計画後期において用地の購入(約300坪)、工場の建設をし、整備員の充実も図り消防団等の自動車も同工場で整備するよう推進する。

第2章 民生計画

近年のめざましい経済成長にともなつて、国民の所得水準は著しい向上を示しているが、全体として所得水準の向上の中で、下層には多数の不安定就業者や被保護世帯群が存在し、人口構造の変革にともなつて老年者層の増厚がみられ母子家庭、身体障害者などと共に取り残されている市民の存する事実に着目し、この計画はできるだけ、きめの細かい市民福祉を目指すものである。

I. 社会福祉施設の整備

(1) 社会福祉センターの建設

老令者、身体障害者、精神薄弱者、母子世帯における母子などについては国においても年金その他の所得保障施策が徐々に強化されつつあるが、単に経済的状態を改善するだけで、社会的なハンディキャップのために、とかく社会から隔絶されたこれらの人々の欲求を充たすことは不可能であり、この面での社会福祉事業は、今後一層要請されるであろう。とくに老令者については、老人の精神生活に緊張感を与え、より健康な生活を送らせ老後の生活の不安感を除くため、生活設計指導の相談機能を強化すべくこのため、老人福祉センター、老人クラブが必要である。母子世帯における母の就業については児童を扶養するという立場から特別の配慮が必要であり働く母のため適切な職場の確保、家庭授産の振興にも意を用いるために、母子福祉センターの整備が必要である。このための施策として、昭和43年を目標として、総合的な社会福祉センターを建設するものとし、この事業費32500千円を予定した。

(2) 児童福祉施設の整備

すべての児童を児童として尊重し、保護し、健全に育成していくことは、次の社会に対する現在の社会の責務である。このため、昭和45年までに6ヶ所の児童遊園を新設し、35ヶ所に遊具を設置する。さらに児童遊園の1ヶ所に児童館を建設し、児童厚生員を配置して、児童に正しい遊びを指導

し、これをモデルに順次設置する方向にしたい。

保育所については、とかく保育所本来のあり方を見失つて、所謂"幼稚園化"の傾向が見られるので、これを是正することにつとめ"保育に欠ける児童のための施設"としての体質改善をはかり、昭和41年度に1ヶ所新設する。

乳児保育については、本来は人格形成の見地から乳児期においては母が乳児の保育に当らなければならないのであるが、現実問題として、こゝ当分は乳児保育対策を強化せざるを得ないと考える。

2. 保健施設の整備

(1) 保健所の誘致

最近における公衆衛生業務の増大、その質的高級化及び医療技術の発展を考えると、保健所の機能が直接住民の健康につながるだけに、その必要性はますます増大している。このため昭和43年に柏保健所を新設すべく関係当局と折衝し、用地の確保をはかり、初年度調弁費の1/2負担として10,000千円を予定した。

(2) 巡回検診車の配備

昭和40年に巡回検診車を購入して、公衆衛生活動に機動性をもたせ能率向上をはかる。

(3) 総合病院の建設

本計画の後期に市民の医療の万全を期し、国民健康保険活動の充実のための総合病院の建設をはかるべく、所要資金150,000千円を予定した。

なお、この事業の実施にあたつては、他の公的医療機関および医療団体等と調整をはかり、その経営型態、運営方針等についてさらに検討をすゝめるものとする。

3. 環境衛生施設の整備

(1) 清掃施設の充実

し尿処理については、本来下水道を整備することにより処理すべきであるが、現在の状況から見て不可能であるので、下水道終末処理施設が整備されるまでの経過的、補完的措置としてし尿処理施設による衛生的な処分を行なう必要がある。このため、さきに計画した45KL_日処理をあらため72KL_日処理の能力のあるし尿処理場を前期に完成させるものとする。

また人口の集中と市街化区域の拡大を反映して、し尿の排出量は第1表のとおり著しい増加を示すものと予想され、そのため、し尿処理場の処理能力は第二表のとおり、昭和45年に限界に達するものと推定されるので後期において第二処理場の用地の確保をはかり、昭和46年度に第二の処理施設を建設するよう準備する。

し尿の収集については、昭和45年までに延24台のヴァキューム車を配備する。

第一表 排出量の処理内訳推計

	38年		39年		40年		41年		42年		43年		44年		45年	
	数量	割合	数量	割合	数量	割合	数量	割合								
総排出量	KL _日 555	% 100.0	KL _日 753	% 100.0	KL _日 799	% 100.0	KL _日 877	% 100.0	KL _日 945	% 100.0	KL _日 1032	% 100.0	KL _日 1107	% 100.0	KL _日 1196	% 100.0
内 下水道	-		-		-		-		-		-		-		-	
し尿処理 槽	3.7	6.7	179	23.8	18.1	22.7	183	20.9	184	19.5	186	18.0	190	17.2	195	16.3
くみ取り 収集量	408	73.5	489	64.9	56.1	70.2	63.8	72.7	72.2	76.4	80.9	76.4	88.2	79.7	96.7	80.9
自家処分	11.0	19.8	85	11.3	5.7	7.1	5.6	6.4	3.9	4.1	3.7	3.6	3.5	3.1	3.4	2.8

第二表 ごみとり収集量の処分内訳推計

	38年		39年		40年		41年		42年		43年		44年		45年	
	数量	割合														
収集量	KL t 40.8	% 100.0	KL t 49.0	% 100.0	KL t 56.1	% 100.0	KL t 63.8	% 100.0	KL t 72.2	% 100.0	KL t 80.9	% 100.0	KL t 88.2	% 100.0	KL t 96.7	% 100.0
内訳																
マンホール投入	-		-		-		-		-		-		-		-	
し尿処理槽	-		-		46.0	82.0	53.9	84.5	62.4	86.4	71.2	88.0	72.0	81.6	72.0	74.5
農家還元	10.2	25.0	10.1	20.6	10.0	18.0	9.9	15.5	9.8	13.6	9.7	12.0	7.5	8.5	6.7	6.9
不衛生処分	30.6	75.0	38.9	79.4	0	0	0	0	0	0	0	0	8.7	9.9	18.0	18.6

ごみ処理については、し尿処理と同様、できるかぎり衛生的な方法により処分するよう努める。ごみの排出量は、第三表の推計によると、現在のごみ焼却施設は昭和39年においてその能力の限界をこえるため、早急に施設を改良して焼却能力の向上をはかる。

また、昭和43年までに、常磐線以南の地区に第二焼却場の用地を第二し尿処理場と同位置に取得し、1日30t焼却可能の施設を新設し、第四表のとおり、大巾に改善するものとする。

ごみの収集については有蓋ダンプカーを延24台購入するほか、パックマスター2台、ロードパッカー2台、中型車2台を配備して収集体制を強化する。

第三表 ごみ排出量の処理内訳推計

	38年		39年		40年		41年		42年		43年		44年		45年	
	数量	割合														
総排出量	t 41.9	% 100	t 64.2	% 100	t 67.6	% 100	t 73.5	% 100	t 78.1	% 100	t 85.1	% 100	t 90.6	% 100	t 97.6	% 100
内訳																
収集量	22.6	53.9	34.8	51.5	39.1	57.8	44.2	60.1	49.5	63.4	55.1	64.7	61.2	67.5	67.5	69.2
自家処分	19.3	46.1	29.4	48.5	28.5	42.2	29.3	39.9	28.6	36.6	30.0	35.3	29.4	32.5	30.1	30.8

第四表 ごみ収集量の処分内訳推計

	38年		39年		40年		41年		42年		43年		44年		45年	
	数量	割合														
収集量	t 22.6	% 100	t 34.8	% 100	t 39.1	% 100	t 44.2	% 100	t 49.5	% 100	t 55.1	% 100	t 61.2	% 100	t 67.5	% 100
内訳																
焼却	13.6	60.2	18.0	51.7	25.5	65.2	25.5	57.7	25.5	51.5	25.5	46.3	55.5	90.7	55.5	82.2
埋立	9.0	39.8	16.8	48.3	13.6	34.8	18.7	42.3	24.0	48.5	29.6	53.7	57	93	12.0	17.8

(2) 生活環境の整備

大掃除およびそ族昆虫駆除を組織的におこない、軽自動車を配備して能率向上をはかる。

(3) 公衆便所の整備

柏駅西口、南柏駅前、市街地中心部および柏公園等に公衆便所を設置する。

4 労働福祉施設の整備

(1) 勤労青少年ホームの建設

中小企業基本法の趣旨にもとづき、中小企業に従事する年少労働者の福祉を増進するため、勤労青少年ホームを後期において建設するため、15.000千円を予定し、勤労青少年の教養と知性および身心の健康の増進をはかる。

5. 公営住宅の整備

(1) 改良住宅の建設

高野台地区不良住宅については、住宅地区改良法の適用を受け、昭和39年度から昭和42年度までの4ヶ年継続事業として、鉄筋4階建96戸の近代的な建築によつて不良危険物を一掃し、跡地と、その周辺地の合理的利用計画にもとづいて公共施設を整備するものとする。

(2) 一般公営住宅の建設について国有地の取得を原則としておこない43年度以降に財政状況を考慮の上建設するものとする。

なお、市営住宅の新築は耐火建築とする。従来の木造市営住宅については

土地の高度利用と保安上の見地から老朽化したものは順次中層耐火建築に切り替えるものとする。

第3章 産業振興計画

農業計画

本市の都市的発展に伴い、農業従事者の減少（兼農の離農、農業継承者の減少）その老令化婦女化による営農労働力の質の低下、他産業所得との格差の増大に伴う農業意欲喪失がみられ、これを如何に受けとめて前向きとするかに柏市農政の当面する難題がある。土地改良を中心とした土地基盤整備事業の如き恒久施設への投資は農業地域に行い、労働力減少に対しては省力技術の導入によって、成長農産物の特産地育成及び経営近代化施設の導入によるそ菜主産地形成を図ると同時に生産力の増強に努める。

これがために国の主唱する農業構造改善対策事業を導入推進するとともに、公庫資金、農業近代化資金の活用を図りながら市単農業体质改善事業を推進し、他面農業団体の主導的活動を期待すべく農協の統合を促進する。

(1) 農業構造改善対策事業の推進

今まで、農業地域として残る可能性の強い北部の利根沿岸農業地域を主対象として農業構造改善対策事業を推進する。このため39年度中に諸般の準備を整え40年から3ヶ年事業として着手する。

	実施期間	事業量	摘要
1. 土地基盤整備事業	40-42	100ha	
2. 圃場整備事業	43-45	130ha	
3. 経営近代化施設事業	40-42	20ha	ビニールハウス、トラクター、作業所

(2) 市単農業体质改善事業の推進

上記以外の農業地域及び市街化区域を対象としてきめ細かな行政指導と併行して、次の施策を推進し他方で農業者の自発的意欲に期待するものである。

	実施期間	事業量	摘要
1. 土地基盤整備事業	43-45	180 ha	
2. 地域整備事業	43-45	66 ha	
3. 経営近代化施設事業	43-45	37	ビニールハウス トラクター
4. 畜産振興事業	39-45	30,000 cu	cu は家畜単位
5. 主産地形形成事業	39-45	1,736 ha	
6. 省力技術導入事業	39-45	10,910 ha	

(3) その他

森林は漸減しつつあるが、都市的環境を構成する重要な要素であるので、緑樹を努めて保全するため延700 ha に対し森林害虫の防除に努める。

2. 商工業計画

工業開発の進展、これに附隨した第3次産業の発展、東京ないし後背地からの流出人口の移入等によつて高次産業人口の増加がみられる。この結果、市街地の人口稠密化と昼間人口の相対的増大かもたらされ、消費購買力も著増するものと思われる。このために増大する消費購買力を狙つて商業、金融、保険業、サービス業などの諸事業所が地元、県外資本の熾烈な競争下に出現し、結果的に本市の経済力を強化し、その整力圏を著しく拡大して地方都市の機能を強めていくであろう。かかる情勢の進展に対応して、産業構造の高度化ないし就業構造の近代化を促進すべく、一方では民間の自発的諸計画に期待し、他方では都市計画に沿つて行政指導で補完しながら商工業の発展を図るものとする。

(1) 工業開発の推進

総合開発計画の基本構想に即し、市北部の国道16号線沿線を沼南、流山町地域工業適地とともに首都圈市街地開発区域指定に努め、企業立地の条件整備を図る。而して市内既存企業50社の集団的移転を継続して実施する

(43-45) ほか都内適種優良企業を積極的に誘致し、整然としたインダストリアルパークの造成に努める。このため公団、公社、協会、民間等により総合的、協力的に団地造成が行なわれるよう万全の体制をとり強力に推進する。他方立地企業の的確な情報を把握するため日本工業立地センター等関係諸機関と緊密な連携のもとに適地紹介、資料蒐集、企業研究等の諸活動を活潑に行う。

概要	規模			配置地域			生産額	附加価値額
	敷地	投下資産	従業員	A地域	B地域	計		
機械工業	万坪 72	百万円 36,000	千人 18	万坪 32	万坪 40	万坪 72	百万円 50,400	百万円 10,800
金属工業	23	6,240	6	23	-	23	8,700	1,740
その他	25	12,280	5	16	9	25	17,190	3,438

(2) 第2.第3次産業振興誘導策の推進

第3次産業については商工会の商工会議所への発展を協助し、民間の自発的諸計画を根幹とし、これを誘導することによつて所期の成果を期待するものとする。換言すれば市行政は潤滑油的機能を分担し次の施策を推進することによつて第2次産業人口の定着を促進しひいては中心商業機能を増進することにより地域経済圏の強化に資することとする。

	実施期間	事業量	摘要
1. 従業員給食施設設置	41	1カ所	3,000人分
2. 商店街造成	41-42	2カ所	東西
3. 金融機関の誘致	39-45	3	都市銀行
4. デパートの誘致	39-45	3	
5. 商工会館助成	39-40	1	

(3) その他

有線放送の公社電話への接続を可能とし、集中管理を行うため業務認可の切替時点たる43年度に全面的に改修を行なう。

第4章 消防計画

本市総合開発構想が企図した諸施策により本市の都市化並びに工業化が推進されるに伴い、火災その他の災害事象の増大も想定される。従つてこれに即応するための水防地域外消防団の漸減措置を講じながら常設消防力の拡充整備に努め、消防力の基準に対応した近代消防水準への近接を企図すると共に消防団のスイッチ的作用により水害、その他不測の事態についても即応し得る態勢を整備する。

1. 消防出張所建設について

南部方面の開発に対処するため、昭和41年度において光ヶ丘地域に第二出張所を設置する。中心地域の急速的な集密化に対処するためには、現設の第一出張所（旭町）の増強を一応考えるところであるが、敷地が狭隘で拡張の余地がないので呼塚附近の国道6号線又は国道16号線に面した場所へ、昭和43年度に第三出張所を設置する。北部方面の開発対策としては、北部地域の我孫子、二川線県道に面した場所に昭和45年度において第四出張所を設置する。

このため総数470坪の用地取得（内100坪は既に保有）及び延180坪の庁舎建物を建設する。なお将来的な消防署のあり方としては常磐線を境として防備地域を南北に二分し、南部は現設署、北部は新設署（呼塚第三出張所の昇格）の管轄とし、それぞれに出張所を配することが適切であると考える。

2. 消防自動車整備について

消防自動車を新設出張所へ各2台配備し、本署及び第一出張所の現配備老朽予定車の代替用として2台、合計8台を購入整備する。又近時中心街区の高層建築出現に加えて、日本住宅公団の豊四季団地進出に伴なう対策として第一出張所へ梯子付自動車を配備する。

3. 救急車整備について

国道6号線上に位置する本市は、交通量の増大に付隨してますます交通事故

の頻発が予測され、なおかつ、国道16号線の完全舗装をも目前に控えていよいよそれが増高するものと考えられる。従つて救急車の需要は急上昇の一途をたどるものと見られるので、新たに救急車1台を加え、現用車は既に老朽の域に達しているので予備車として整備する。

4. 可搬動ポンプの整備について

常設消防力を逐次強化することにより、消防団は所要水防地域を除いては漸減措置を考える。従つて消防団の保有消防器材も現存量を超えないものとし、本計画においては、可搬動ポンプ2台、同運搬車5台の老朽分について更新することに止めた。

5. 防火用貯水槽設置

40立方メートル（約222石）入りの有蓋防火用貯水槽を80箇所に設置する。各年次における設置数は次のとおり

年度別	39	40	41	42	43	44	45	計
設置数	7	7	9	11	12	17	17	80

第5章 教育文化計画

教育基本法に示された教育の目的を具現し、且つ本市の飛躍的に増加する教育人口を消化して、急速に進展する近代社会に適合した社会を育成するためには、先づ教育環境の整備拡充が肝要である。このため現設小、中学校舎の増改築及び新設校の建設を重点的に行う。なお、体位、体力の増進施策として全小学校について給食を実施するものとし、次いで屋内運動場を4箇所に新改築整備する。学校プールについては、地域的な配慮を加え、4箇所に設置することとした。

また一般市民施設としては総合グランドの建設を計画し、市民体力の向上に資することとした。

I. 学校施設整備計画

(1) 校舎増改築

校舎建築は本計画初年次から従来の木造を主体としたものから原則として鉄筋コンクリート構造に改めて行なう。本計画年次中に実施する校舎の増改築は次表のとおりである。

学 校 名	実施年数	坪 数 坪	室 数	増改築別	摘 要
第二小学校	39	180	6	改	
"	40	120	4	増	
第三小学校	39	180	6	"	
"	45	100	3	"	
第四小学校	39	120	4	"	
第六小学校	45	180	6	"	
光ヶ丘小学校	40	300	10	"	
土 小学校	40	120	4	改	

富勢小学校	39	120	4	改	
"	40	120	4	増	
第二中学校	42	225	8	"	
土中学校	40-41	225	8	"	
田中中学校	45	150	5	"	
計		2140	72		

(2) 校舎新築事業

小学校については、第三、第五小学校学区内の急激な人口増加に伴い児童の加速度的な増加が予測され、かつ当該校の過大抑止の必要性と相俟つて戸張刈込附近に新設A小学校の設置が必要である。このため、昭和43年、44年度において540坪の校舎建設を考える。又光ヶ丘、酒井根、南増尾付近の開発予測から南増尾北部附近に新設小学校が必要であろう。この校舎建設は昭和44年、45年度において500坪を予定している。

中学校については、柏中学校及び第二中学校の過大化が問題であるが、この抑止策としては、南部地域に1校を昭和44年度に500坪建設する。富勢中学校は現在建物（旧陸軍兵舎）で校舎としては不適正であるから昭和43年度に300坪の新築を行う。

(3) 学校用地の確保

(1) 校地拡張

本計画年次中ににおいて既存校の校地を拡張整備するものは次のとおりである。

学 校 名	年 度	坪 数 坪	用 途	摘 要
第二小学校	39-40	500	校舎建設用地	
第四小学校	40	552	運動用地	

田中北小学校	44	1.500	運動用地	
第二中学校	39-40	1.010	校舎建設用地	
土中学校	40-41	1.000	"	
計		4.562		

現在借用中の学校用地を買収する計画は次表のとおりである。

学 校 名	年 度	坪 数	摘 要
柏 中学校	39-42.45	9.000	
富勢中学校	44	6.100	
第六小学校	41-42	6.100	
計		21.200	

本計画において新設を行なう学校の用地及び次期計画年次において、新設しなければならぬと予測することにより確保する学校用地は次のとおりである。

学 校 名	年 度	坪 数	摘 要
A 小学校	43-44	5.000	
B 小学校	"	4.000	
A 中学校	"	5.000	
B 中学校	44-45	5.000	
計		19.000	

(4) 屋内運動場新改築

児童生徒の体力向上を期するために重要な役割を担う施設としての屋内運動場は全校へ可及的に整備することを目途とするが、財政事情から本計画後

半から次期計画の初期の間において、逐次整備するも止むをえないものと考える。従つて本計画においては、第二小学校の改築、第四小学校、光ヶ丘小学校、及び第二中学校へそれぞれ後半に新築することとした。

(5) プール建設

屋内運動場とともに体力向上対策施設としての学校プールは少なくともコミュニティー毎に小、中学校双方を対象として設置するのが望ましい。本計画においては中学校のみを考慮して小学校については、次期計画に譲ることとした。従つて本計画終了時におけるプールの設置状況は次のとおりである。

地域別	設置学区名	数 量	摘 要
柏	柏 中学校	1	前期計画において建設済
"	第二中学校	1	
田 中	田中中学校	1	
富 勢	富勢中学校	1	
土	土中中学校	1	
計		5	

(6) 学校給食

学校給食は云うまでもなく、栄養摂取の面から児童生徒の体位向上を図る重要な施策であるので、前期計画を踏襲して実施し、本計画目標年次までに小学校全校について実施することとする。

(7) 特殊教育

特殊教育については、特殊児童、生徒の社会適応を容易ならしめるための施策として前期計画において特殊学級を一部小中学校に設置したが、本計画においても引き続き設置計画を進め、位置の選定にあたつては、地域的配慮の上、第三小学校、光ヶ丘小学校、田中小学校、第二中学校及び富勢中学校に

それぞれ開設することとした。

(8) 学区の変更

イ 柏中学校の過大を抑止するため昭和41年度において当該校の学区を一部分離して土中学校学区に編入する。

ロ、第三小学校及び第五小学校、両学区の急激な人口増加によって、両校の収容能力は限界に達するものと予測される。従つて昭和44年次において両学区の一部を分離し、新たに学区を編成して戸張刈込付近にA(仮称)小学校を設置する。

ハ、光ヶ丘周辺並びに土南部地区における人口の急速な膨張は必至であろうと想定される。これにより、光ヶ丘、土小学校両学区の一部をそれぞれ分離して新学区の編成が必要であろう。このために南増尾北部附近に、新設小学校B(仮称)を建設、昭和45年度に当該学区の編成を行う。

ニ、計画年次後半において、柏中学校、第二中学校及び土中学校はそれぞれ学区内の人口想定から推測し、収容能力が飽和点に達するものと予測される従つてそれぞれの学区の一部を分離して、豊住、今谷附近を中心とした第三(仮称)中学校学区を昭和45年度に編成することが必要であると考える。

なお、前述した学区の改編と新設学校位置の選定にあたつては、通学距離の適正化に留意するとともに学区内個々の教育人口の推移を凝視しつゝ、この面から現設校の位置及びその規模についても固定的に考えず、全体的な視野から検討を加え、新設計画と併せて弾力的な施策をもつてのぞむべきであろう。

2. 社会教育施設整備

社会教育施設設置の理想としては、総合グランド、公会堂(2,500-3,000人収容程度)、図書館、美術館、地区公民館及び移動公民館の新設、中央公民館の整備その他種々の施設を列挙することができるがしかし本計画においては、次の二大事業を実施し、残余は次期計画に委ねる。

(1) 総合グランド建設

手賀周辺地域に用地20,000坪を借上げ、昭和44年-45年度で取得し、その施設としての陸上競技場、野球場、プール、テニスコート、バレー、コートなどは、昭和40年度から昭和44年度の間に逐次実施する。その主たる財源としては国民年金又は厚生年金の還元融資を期待しなければならないが、これは早期に見透しか得られる場合は事業の繰上げ実施も必要であろう。

(2) 中央公民館整備

中央公民館に付帯する市民会館は前期計画において設置を了したが、更に内部施設整備拡充を図るよう努める。

3. その他

本建設計画が企図した諸施策により産業構造の高度化が予測され、第二、第三次産業の飛躍的な進展が期待される。このためこの分野からの人材需要が加速的に増大するものと想定されるまた、国家的諸施策による経済の高度成長並に、本計画の成果は市民所得の向上を招来し、従つて子弟への教育意欲をも刺激し、その進学率は上昇の一途をたどるであろう。これら需用に対処するため、敢えて本市域に捉われるものではないが、公、私立高等学校の普通科並びに職業過程の増強整備促進或いは県立工業高等学校の誘致等を今後の財政事情を勘案しつゝ推進するものとする。

なお、工業高等学校については、東葛地区の誘致を計画する県立職業訓練所への早急的な、定時制工高併設を期待しこれを促進する。幼児教育については、全国的な、傾向と相俟つて本市においても就園意欲の向上が目覚しく今後本市の都市化と市民所得の伸張はますますこの就園欲求に拍車をかけるものと考える。本市においては従来、公立保育所と私立幼稚園により対処してきたが、今后の施策としては民間教育施設の充実を期待すると共に、義務教育施設の充実整備と相関性をもたせつゝ、且つ今後の情勢と財政の推移

を勘案して保育所を本来の福祉機能に徹しめ、前向きの幼児教育は、市立幼稚園に委ねるべく、なるべく早期設置に踏みきるよう考慮する。

第6章 都市計画と公共施設整備計画

市の総合開発計画構想にもとづく土地利用計画において用途別機能を充分發揮せらるには先づ道路計画が先行されなければならない。

幹線道路には1級国道6号線及び着手中の1級国道16号線があり、この二つの国道に連けいを保ちつつ本市の道路計画は進められるものである。道路計画に附帯して施行されるものには上、下水道計画がある。

特に下水道計画においては、北部の工業開発とともに工業排水の問題は手賀沼汚染の問題にからみ重要な課題である。

更に土地利用計画のうち公園緑地計画は市民の精神的、肉体的健康と非常災害防止及び災害時の避難に益すると同時に都市美の主体をなすものであり、前記道路網計画と両立すべき重要施策である。

1 道路整備計画

(1) 市街地における都市計画決定路線の早期完成

現在計画決定されている路線は、裏白線、下手台向中原線、駅前線、東谷台向中原線、柏駅向中原線、柏駅小堤台線、下須原葉山線の市道の他に、県道上大門向中原線、乗馬ヶ谷向中原線がある。このうち完成に近い路線は、僅かに下手台向中原線、及び裏口線にとどまる現状である。これには、用地取得の問題、特定財源取得の問題が大いに影響されるのであるが、この問題の解決には、先づ用地の買上げ価格の適正化ないし代替地保証に一考を要する必要がある。又特定財源取得については、関係当局に積極的な働きかけをする。いづれにせよ上記路線を昭和45年までに完成させるものである。

(2) 工業用地造成のため必要な基幹道路の促進

北部工業団地開発のための道路は、1級国道16号線の工事進捗に合せ積極的に用地取得を先行し団地造成を容易ならしめる。工業開発路線としては市街地中心より連絡するものとして、裏口線、向原中台線及び16号線バイ

バス（日光街道逆井線）がある。そのうち裏口線においては、昭和44年度に完成し、北部工業団地への重要路線となる。その他団地内の道路としては船戸流山線、中十余二小青田線、庚塚下大塚線を計画、いづれも1級国道、16号線に連絡する。

(3) 一般市道の整備

一般市道については、開発計画の進度に応じた路線を優先的に順次施行し各路線については完成まで継続工事とするものである。

道路維持修繕については、現在路線の交通量と将来の交通量を推定し、補修の工法を路線毎に調査検討を加え、その実情に応じて補修、修繕を行い、将来の舗装工事の基盤造成をするものである。

(4) 県道整備の促進

(1)に記述した上大門向中原線、乗馬ヶ谷向中原線の2路線の早期完成を陳情することはもとより、他の一般県道についても補修、改修について積極的に働きかけをするものである。

2 駅前広場整備計画

東口駅前広場整備計画については、その計画の必要性が以前より叫ばれていたが、用地取得の面で難行し現在に至つている。

漸く国鉄及び関係地主の協議に見通しがつき、昭和39年度、40年度の2ヶ年において現在981m²の広場を2776m²に拡張する。

しかしながら、本市の急激な人口増にともない乗降客は昭和55年次に15万人と想定され、所要広場面積は14.000m²が必要となり東口、西口の利用度合をそれぞれ50%とすれば東口、西口は各々7.000m²を必要とし、これがため駅を現在位置附近とすれば大規模な駅前都市改造によらなければならぬ。

このことについては、昭和39年度早々権威あるコンサルタントに委託し調査結論をもととして検討の上、成案を得、国鉄等の協力を求めて解決すべ

く努めることとした。西口広場については、区画整理事業の完成をまつてとりあえず舗装(2170m²)する。

3 上水道計画

上水道計画については、現在施行している上水道拡張計画（昭和41年度完成）を更に拡張し、対象人口57000人を80000人に、給水量においては20.000屯を28.000屯とし昭和44年度に完成させる。これにより柏、南柏、中原、光ヶ丘地区の上水道が完備される。

又、昭和44年度より富勢地区を計画し、昭和45年度において、対象人口8.000人、給水量6.000屯を完成させる。

高野台地区を中心とした対象人口4.000人、給水量900屯の簡易水道計画は将来富勢地区水道計画に包含せしめるものである。昭和45年以降に於ては北部工業団地進出にともない住宅地域を対象として上水道計画を樹立するものである。

4 下水道計画

下水道計画には公共下水道計画と一般下水道計画更には、これらの流末河川の改修、計画その他工業開発により排水される工場汚水の排水計画がある。公共下水道計画については、昭和35年度を初年度として、昭和39年度が完成年度であつた第一期計画は、単価の変動、財源の不足、更には豊四季団地の進出にともない計画の一部変更により、昭和39年度の完成を延長し昭和43年度を完成年度とした。昭和44年、昭和45年度に於ては、第二期計画の主要排水区域を施行するものである。

一般下水路については、住宅地の道路側溝の改修、補修ばかりでなく、流末の改修に重点をおき施行するものである。

河川改修においては手賀沼に流下させる大堀川を、し尿処理場下流について改修し、現在の蛇行する河川を拡幅整備し排水能力を容易にするものであ

る。

工業排水路については建設計画前半において工業団地造成を施行する予定で後半において排水路を計画する。

この計画にあたつては、県総合企画室の手賀沼排水計画と相まって手賀沼周辺町村と手賀沼土地改良区等と合議の上、施行しなければならない。

(1) 公共下水道第1期計画概要

(1) 排水処理区域面積 118.92 ha

(2) 排水処理区域の地名

西排水区 富里町、日立、栄町、小柳町、三区一、二丁目、末広町
並旭町、明原町及び篠籠田の一部

北排水区 元町、幸町、上町一、二丁目及葉山、仲町、下町の一部

(2) 公共下水道第2期計画概要

(1) 排水処理区域面積 298.26 ha

(2) 排水処理区域の地名

東排水区 千代田町、東町、桜台、上町、東台

西排水区 富里町、栄町、小柳町、旭町、明原町、向原町、篠籠田

南排水区 柏駅南部、日立、常盤台、富里町、緑ヶ丘一帯

北排水区 柏駅北部、葉山、上町三丁目、元町、幸町、仲町、下町
明仄、明原、篠籠田

(注) 第1期、第2期工事で西、北排水区は施行されるものである。

5 公園緑地計画

健全なる都市建設を目指す本市においては、公園緑地の占める役割は大きい。この計画にあたつては、用地取得が先決であり、区画整理方式により生み出される公園緑地のほかに市街地内にあつて必要最少限の公園緑地を確保するものである。

この用地買収にあたつては、街路の用地取得と考え合わせ取得する。

市街地における児童公園面積は 10,000 坪程度 (14 ケ所分) を配置するもので計画年次は昭和42年度—昭和45年度である。又、市街地の発展にともない取残される谷津田の農地は土地造成とにらみあわせ公園用地として取得するものである。

6 地籍調査事業

地籍調査は、昭和36年度より始められているが昭和45年度には、調査面積 42.3 km² に達する。

この調査により今まで地籍についての不明な事項は除去され、現地と符合した精度の高い地図が得られ諸計画の資料とし、又、公共用地取得及び住民の地籍に関する係争解消の上に極めて効果をもたらすものと思われる。

調査計画は次のとおりとして進める。

昭和38年度まで	戸張の一部 戸張新田の一部	
高田 松ヶ崎 十余二の一部	6.7 km ²	
柏の一部 篠籠田の一部	4.6 "	
富勢地区全域	6.5 "	
富勢地区全域 花野井 大室	4.5 "	
十余二の一部 若柴 正連寺	4.1 "	
豊四季の一部 南柏 今谷上町	4.7 "	
光ヶ丘 豊住、中原、中新宿、酒井根	6.0 "	
増尾 名戸ヶ谷	5.2 "	

7 区画整理事業

開発計画を促進させるためには、区画整理方式が重要な役割を示すことはだれしも解するところであるが、この事業の推進にあたつては、市の直営方式をとるか組合組織とし、それを市が監督指導するかの二つに分けられる。

今後の区画整理は小規模ないわば宅地造成的なものをさけ、市の全体計画

の一部をになう地区開発のための区画整理といふ方向に進むべきである。

建設省で成案した住宅用地造成法の活用を期し、先進地の区画整理組合連合会方式に範をとり積極的に勧奨指導する。

又、民間私鉄大手による開発をもとめ、それにより私鉄交通網の導入拡充をはかる。

住宅公団による開発も区画整理方式による積極的働きかけを行うものである。

年度別事業費一覧表

(単位 千円)

計画細目	事業の名称	年		
		39	40	41
行政計画	新庁舎建設	207.300	50.000	
	事務機器及び庁用備品購入		109.35	10.090
	その他			
	小計	207.300	60.935	10.090
民生計画	社会福祉施設整備	300	950	6.950
	保健施設整備		1.500	
	清掃施設整備	69.900	21.127	13.410
	環境衛生施設整備		800	500
	労働福祉施設整備			
	公営住宅整備	24.540	22.156	21.600
	小計	94.740	46.533	42.460
産業振興計画	農業近代化計画	3.810	21.407	49.499
	商工業振興計画	47.63	900	12.800
	小計	85.73	22.307	62.299
消防計画	消防庁舎建設(出張所)			4200
	消防備品購入	330	11.710	5.940
	その他	2.100	2.100	2.700
	小計	24.30	13.810	12.840
	小中学校校舎新・増・改築	45.578	62.400	8.400
	小中学校校舎購入			61.065
	小中学校校地購入	12.780	18.520	57.975
	小中学校屋内運動場新改築			

度別					備考
42	43	44	45	計	
				257.300	
4.230	3.700	4.200	18.410	51.565	
	5.000	5.250	1.250	11.500	
4.230	8.700	9.450	19.660	320.365	
15.950	19.450	950	4.250	48.800	
	10.000	70.000	80.000	161.500	
8.550	13.240	65.250	10.400	201.877	
	800		500	2.600	
			15.000	15.000	
22.332				90.628	
46.832	43.490	136.200	110.150	520.405	
16.717	37.409	42.524	36.051	207.417	
7.000	52.500	1.500	1.000	80.463	
23.717	89.909	44.024	37.051	287.880	
	11.700		5.600	21.500	
3.510	5.640	1.410	6.372	34.912	
3.300	3.600	5.100	5.100	24.000	
6.810	20.940	6.510	17.072	80.412	
18.000	45.600	83.200	54.400	317.578	
61.065				122.130	
52.975	43.000	141.600	55.250	382.100	
	18.200	11.200	23.800	53.200	

(単位千円)

計画細目	事業の名称	年		
		39	40	41
教育文化計画	プール建設			
	学校給食施設	2467	2400	2640
	総合運動場建設		2000	5000
	その他	380	4560	2560
	小計	61.205	89.880	137.640
都市計画と 公共施設整備計画	道路整備	56943	110.700	140.000
	駅前広場整備	15.000	37.000	46.500
	上水道事業	82400	92400	69.300
	下水道事業	72.000	65.500	69.500
	公園築造計画			
	地籍調査事業	3.883	5.400	5.700
	河川整備		6.800	4.300
	その他	20.211	23.200	25.900
	小計	250.437	341.000	361.200
合計		624.685	574.465	626.529

度別					備考
42	43	44	45	計	
	4500	4500	9.000	18.000	
2.630	3.620	5.380	6.080	25.217	
10.000	25.000	81.950	70.000	193.950	
2.560		2.560	2.560	15.180	
147.230	139.920	330.390	221.090	1,127.355	
174.270	276.430	335.713	348.850	1,442.906	
2.100		83.000	198.000	381.600	
60.000	60.000	120.000	60.000	544.100	
73.500	101.380	101.000	110.340	593.220	
22.800	17.200	23.000	18.100	81.100	
4.100	4.700	6.100	5.200	35.083	
10.300	12.300	300	300	34.300	
27.800	24.900	25.400	21.600	169.011	
374.870	496.910	694.513	762.390	3,281.320	
603.689	799.869	1,221.087	1,167.413	5,617.737	

